

社会福祉法人 県西福祉会  
身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を行うことを基本とする。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ① 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性:身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性:身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、権利擁護委員会において検討する。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

当法人では身体拘束の廃止に向けて、権利擁護委員会設置要綱に基づく「権利擁護委員会」を設置し、その結果について従業者に周知徹底をはかる。権利擁護委員会は原則3カ月に1度開催する。

(1) 設置目的

- ① 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

(2) 委員会の構成員

身体拘束等の適正化の責任者は、各事業所の「虐待防止責任者」をもってあてる。権利擁護委員会には必要に応じてその他職種職員を参加させることができる。また、必要により外部の第三者・専門家も参加させることができる。

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

### (3) 構成員の役割

#### (施設長)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体を把握し必要な支持を行う

#### (管理者)

支援現場における諸課題の統括管理

身体拘束等廃止に向けた職員教育

#### (サービス管理責任者)

家族、相談支援専門員との連絡調整

本人の意向に沿った支援の確立

施設のハード・ソフト面の改善

記録の整備

#### (支援員・看護師)

拘束がもたらす弊害を正確に認識

利用者の尊厳を理解

利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケア

利用者とのコミュニケーション

記録は正確かつ丁寧に記録

### (4) 臨時権利擁護委員会

必要により臨時権利擁護委員会(一部メンバーのみ)を開催し、身体拘束等実施についての検討を行う。

### (5) 記録及び周知

権利擁護委員会における会議録を作成し、職員への周知・徹底を行う。

## 3. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、研修委員会と連携し職員研修を行う。

### (1) 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修の実施

### (2) 新任者採用時は、オリエンテーション時に研修を実施

### (3) その他必要な教育・研修の実施

### (4) 上記教育・研修の実施内容については記録を残す

## 4. 身体拘束等発生時の対応

## (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

### ① 利用前

事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は権利擁護委員会にて協議する。

### ② 利用中

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合や状況の変化によりフロア会議等において現状把握を行う。

### ③ 権利擁護委員会における検討

内容を権利擁護委員会(臨時も含む)にて検討する。

医療面ご家族の意向を確認し、拘束として扱うか3要件をふまえて判断する。

### ④ 身体拘束同意書

身体拘束実施の際には身体拘束同意書を作成する。

個別支援計画書等にも3要件をふまえて記載する。

### ⑤ 身体拘束実施報告書

拘束の実施の際には身体拘束実施報告書を作成する。

報告書に時間(開始時間と終了時間)、態様(状況ごとの動作や様子等)、心身の状況(発声状況や身体状況等)、拘束理由(拘束の実施状況)を記載する。

利用者の身体拘束実施時の状況変化を記載する。

### ⑥ 身体拘束モニタリング

半年ごとに身体拘束モニタリングを作成する。

### ⑦ 廃止に向けた検討

権利擁護委員会や個別支援計画に伴う会議等において、「身体拘束実施についての話し合い」を実施し、3要件をふまえた解除に向けての検討しその内容を記録する。

### ⑧ 身体拘束の廃止<身体拘束を廃止(解除)する場合>

家族等に対し身体拘束廃止に向けた説明を行い同意を得る。

身体拘束解除同意書を作成する。

1ヶ月ごとに解除後の様子をモニタリング実施する。

3ヶ月間のモニタリングの結果、課題が発生しなければ身体拘束を解除する。

モニタリング中に再開が必要と判断した場合には、身体拘束同意書を再作成する。

### ⑨ 身体拘束の継続<身体拘束を継続する場合>

個別支援計画の更新(1年ごと)に合わせて身体拘束同意書を更新しモニタリングを継続する。

## (2) 緊急時

緊急的にやむを得ず身体拘束必要と判断した際の対応方法

### ① 上長への確認

緊急やむを得ず3要件に該当し身体拘束等を行うときは、「施設長」「管理者」「サービス管理

責任者」に実施についての判断を仰ぐ。

② 家族等への確認

身体拘束についてご家族への説明・実施についての同意を得る。

③ 緊急同意書の作成

<緊急>身体拘束実施同意書を作成する。ただし、同意書については後日、署名を得る。

④ 権利擁護委員会の開催

臨時の権利擁護委員会を実施し、身体拘束について3要件について判断する。

⑤ 同意書の作成

身体拘束が妥当と判断した場合には身体拘束同意書を記載し、ご家族等に説明の上再度同意書の署名を得る。

権利擁護委員会において拘束を行わないと判断した場合には身体拘束解除同意書を記載し、ご家族等に説明し、同意を得る。

5. 身体拘束の報告方向等の方策に関する事項

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様等を権利擁護委員会において報告を行う。

権利擁護委員会に廃止に向けた検討状況を報告し方向性等の確認(3要件の具体的な再検討)を行う。

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者はいつでも本指針を閲覧することができる。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

その他この指針に定められない内容が発生等した場合には権利擁護委員会において検討を行うこととする。

附則

この指針は令和6年10月25日より運用する。